

「簡易専用水道」定期検査結果報告書

水道法第34条の2第2項の規定に基づき、貴所に設置されている「簡易専用水道」に対し定期検査を実施したところ、次のとおりであります。

検査日 2025年11月7日

建築物	名 称	上郡町立総合体育館		
	所在地	兵庫県赤穂郡上郡町竹万29番地	電 話	0791-52-4433
設置者	名 称	上郡町長 梅田 修作		
	所在地	兵庫県赤穂郡上郡町大持278	電 話	0791-52-1111
管理者	名 称	上郡町立総合体育館		
	所在地	兵庫県赤穂郡上郡町竹万29番地	電 話	0791-52-4433
実務担当者	名 称		電 話	0791-52-4433

施設概要

ビル管理法の適用		無	建築物環境衛生管理技術者		免状番号	
主 用 途	スポーツ施設		届出(整理)番号	115-3	届出年月日	1988年9月27日
給水方式	ポンプ直送式				設置年月	1988年9月
受 槽 数	1	有効容量	15	高置水槽	槽 数	0
水 形 状	1基1槽	設置場所	建物外 屋外地上式 体育館北	高置水槽	設置場所	
槽 材 質	FRP組立					材 質

1. 施設及びその管理の状態に関する検査

検査事項	判 定 基 準	判 定			
		受 水 槽		高置水槽	
1. 水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	○	26	—
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	○	27	—
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	○	28	—
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4	○	29	—
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5	○	30	—
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	6	○	31	—
3. 水槽上部の状態	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。	7	○	32	—
	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	○	33	—
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	○	34	—
4. 水槽内部の状態	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	○	35	—
	汚泥、赤さび等の沈着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	○	36	—
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	12	○	37	—
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	○	38	—
	当該設備以外の配管設備が設置されていないこと。	14	○	39	—
	流入口と流出口が近接していないこと。	15	○	40	—
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16	○	41	—

5. 水槽の注水口の 状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検を行う者以外の者が安易に開閉できないものであること。	17	○	42	—
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	18	○	43	—
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	19	○	44	—
6. 水槽の ボアパイプ の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	20	○	45	—
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	21	○	46	—
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	22	○	47	—
7. 水槽の通気管 の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	23	○	48	—
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	24	○	49	—
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	25	○	50	—
8. 水槽の水 拭き管の状態	当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。			51	○
				52	○

2. 給水栓における水質の検査

検査事項	判 定 基 準		判 定
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	53	○
11. 味	異常な味が認められないこと。	54	○
12. 色	異常な色が認められないこと。	55	○
13. 色度	5度以下であること。(1 度 未満)	56	○
14. 濁度	2度以下であること。(0.5 度 未満)	57	○
15. 残留塩素	検出されること。(0.1 mg/L)	58	○

3. 書類の整理等に関する検査

検査事項	判 定 基 準		判 定
16. 書類の整理 及び保存の 状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の両面の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類が整備保存されていること。	59	○
記 録 の 名 称	記録有無	実 施 日	業 者 名
掃除の記録	有	2025年8月18日	

4. 指摘・助言事項

＜指摘事項＞

特にありません。

＜助言事項＞

特にありません。

5. 総合判定

1. 良好である。

検査員氏名	前回検査日	2024年11月8日
-------	-------	------------